

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日本全体で人口減少が危惧される中、本市も平成18年の市町村合併時より2割近く減少しており、なおかつ少子高齢化も進んでいる。市内の中小企業は事業継続のための人材確保、また後継者不足等の課題に直面している。

本市は観光・サービス業を中心として、茶業、窯業、工業など様々な産業が市の雇用を支えてきた。産業別就業者数の割合としては農業等の1次産業が8%、製造業等の2次産業が25%、観光等の3次産業は67%となっている。

約3年間にわたるコロナ禍、燃料・原材料高騰による物価高騰等景気停滞につながる状況により、本市も厳しい状況下にある。

ただ、令和4年9月には西九州新幹線長崎ルートの部分開業に伴って、嬉野温泉駅もオープンし、この事が大きな転機となって市内各事業者も今後に向けた改革意識が高まりつつある。

(2) 目標

嬉野市は、市民の所得の向上、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業の老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性の飛躍的な向上を図りたいと考える。これを実現するため、計画期間中に8件の先端設備等導入計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、多種多様な業種により地域の経済、雇用を支えているため、広い事業者の生産性を向上する必要がある。したがって、総ての事業者の設備投資を支援する観点から、本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市産業は、中心地での観光サービス事業をはじめ、すべての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、観光・サービス業を中心とし、農業、工業等、多様な業種で経済雇用を支えている。したがって本計画における対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、2年間（令和5年7月23日～令和7年7月22日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められものについては、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ・ 市税を滞納している者は、対象としない。
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用の創出や地域経済の発展等の観点から、市内に従業員を配置した工場や事業所が、発電電力を自らの生産・販売等に供するものを認定対象とする。
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、嬉野市景観条例に基づいて、景観や自然環境の保全へ配慮されているものを認定対象とする。なお、上記の場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。